

## 日米貿易交渉の「交渉目的」を読み解く

2018年12月21日、アメリカで貿易交渉を担う通商代表部が日本・アメリカ貿易交渉に関する交渉目的（以下、交渉目的）を公表した。今後正式に交渉が始められる中で、本稿ではアメリカ政府が公表したこの交渉目的の位置付け・内容を考えてみたい。

### 政府としての交渉の方向性を 議会等に通知するもの

アメリカ政府が他の国と新たな貿易協定を交渉・締結するに当たり、アメリカ議会は貿易促進権限（TPA）法のもと、政府に一定の要件を課している。その一つが「交渉目的の公表」であり、交渉を始める30日前までに政府がどのような交渉を行いたいかを明らかにすることを求めている。

交渉目的の策定に当たり、通商代表部は、パブリックコメントの募集や公聴会を開催し、アメリカ国内の業界団体等の意見聴取を行う。このため、策定された交渉目的は「業界等の意向を踏まえたアメリカ政府の交渉に対する考え方」と位置付けられる。なお、最終的な貿易協定の成否は議会がその権限を持つ。貿易協定を発効させるためには、議会の支持が最終的に得られる内容で協定をまとめることが政府に求められる。その基準が今回公表さ

れた交渉目的なのである。

### 農産品の関税は削減または撤廃

次に、交渉目的の内容を見ていきたい。同交渉目的は、「物品の貿易」をはじめ、全22項目の包括的な内容で構成されている。農産品に関しては、具体的な品目や水準に関する言及はないものの、「関税削減または撤廃による米国農産品の包括的な市場アクセスの確保」などと記載されている。ここで留意したいのは、「例外なき関税撤廃」を原則として主張していた環太平洋連携協定（TPP）交渉参加時のアメリカ政府の立場と明らかに異なる点である。そこには、①農産品の市場アクセスを「過去の経済連携の水準が最大限」とした日米共同声明の内容を踏まえた、②公聴会などで出されたアメリカ農業界からの「可能な限り早期の交渉妥結・協定の発効を優先させ、市場アクセスについては少なくともTPPおよび日EU・EPA以上の水準を確保すべき」とする意見を反映させた、という点が背景にあるものと考えられる。アメリカ農業界には、TPP11や日EU・EPAの発効によって日本の市場が他国の農産品に奪

われるのではないかとという危機感が募る。前述の業界の声は農産品輸出大国アメリカの切実な本音なのである。

### 正式な交渉開始はこれから

先に触れたTPA法の規定によれば、1月20日以降に日本・アメリカ貿易交渉の開始が可能となる。現時点ではその日程は明らかになっていないが、第1回の交渉会合では交渉の進め方やその範囲が協議されるものと見られている。交渉目的の中では交渉の進め方について「段階的に日本と交渉する」など日米共同声明を踏まえた記載がある。しかし、全ては今後の交渉で決められていく。予断することなく今後の動向を注視していくことが必要である。

